



郡山市から市外へお引越の方へ

転 出

郡山市から転出される方の主な手順のご案内です。

※本人もしくは同世帯の方以外が転出届をする場合、委任状が必要です。
その他手続に関することや、詳しい内容については担当課へお問合せください



詳しくは郡山市
ウェブサイトへ



こおりやま広域圏
転出者アンケート

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口				
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 17時15分	左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘 市民 サービス センター
共通	☐ 転出届	●転出証明書をお渡しします ※転出先に提出し、転入手続をしてください ※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードで 転出される方はお問合せください □本人確認書類(運転免許証など) □委任状(代理人が手続する場合)	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131	○	○	×	○
	☐ 印鑑登録	●印鑑登録証をお返しください		○	○	×	○
こども	☐ 児童手当 ※お引越し先で、転出予定日の翌日から 数えて15日以内の届出が必要	●担当課へお問い合わせください ※受給者(保護者の方)と児童が別居になる場合は、 忘れずにお問合せください	こども家庭未来課 給付係 (ニコニコ こども館2階) 024-924-2411	○	○	×	○
	☐ こども医療費助成	●児童の転出：喪失の手続きをしてください □受給資格者証(返還) ※新住所地への転入日以降の医療費は助成できません		○	○	○	○
	☐ 児童扶養手当	●担当課へお問い合わせください		○	×	×	×
	☐ ひとり親家庭医療費助成	受給者の転出：喪失の手続きをしてください 児童のみの転出：□住所変更届・申立書		○	×	×	×
	☐ 妊産婦健診	●転出先に母子健康手帳をお持ちになり手続 をしてください	こども家庭未来課 母子保健係 (ニコニコ こども館3階) 024-924-3691 保健所 保健・感染症課 024-924-2163				
	☐ 乳幼児健診						
	☐ 小児慢性特定疾病	●転出先に受給者証をお持ちになり手続を してください					
	☐ 予防接種	●転出先に母子健康手帳をお持ちになり手続 をしてください					
	☐ 保育所・幼稚園・こども園	●担当課へお問合せください	保育課 (西庁舎3階) 024-924-3541				
	☐ 学校	●転学通知書をお渡しします ※転出校に提出し、在学証明書等必要書類を受け 取ってください 新住所地で転入学指定通知書を受け取り、転出校か らの在学証明書等と一緒に新しい学校に提出してく ださい	学校教育推進課 (本庁舎5階) 024-924-2431	○	○	×	○
国保	☐ 国民健康保険	●手続不要 ※新住所へ転入後、郵送で国民健康保険の保 険証をお返しください	国民健康保険課 (西庁舎1階) 024-924-2141 (後期高齢者医療) 後期高齢者医療係 (西庁舎1階) 024-924-2146				
	☐ 後期高齢者医療	●喪失の手続をしてください □後期高齢者の保険証 □本人確認書類 □その他各種認定証 □代理人申請の場合、代理人の本人確認書類 ※県外へ転出する場合は後期高齢者医療負担区分等 証明書の交付、県内他市町村へ転出する場合は異動 連絡票を交付します					
年金	☐ 国民年金	●20歳以上60歳未満で年金を受給していない方 海外へ転出する方のみ手続が必要です。 担当課へお問合せください ●年金受給中の方 手続が必要な方と不要な方がいますので転 出先にお問合せください					

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口				
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 17時15分		左記以外 ※月曜休館
高齢者	☐ 介護保険	●喪失の手続をしてください ●要介護認定を受けている方は認定継続の手続をしてください □介護保険被保険者証 (認定を受けている方は、その他各種証書等も)	介護保険課 (本庁舎 1 階) 024-924-3021	○	○	×	○
障がい福祉	☐ 各種障がいなどの手帳	●転出先で手続をしてください ※精神障害者保健福祉手帳については郡山市での申請は不要（転出先での手続のみ）	(身体・知的障がい) 障がい福祉課 (本庁舎 1 階) 024-924-2381	○ ※身体障害者手帳のみ	×	×	×
	☐ 各種障がい者(児) 手当	●担当課へお問合せください		○	×	×	×
	☐ 重度心身障がい者医療費助成	●担当課へお問合せください	(精神障がい) 保健所 保健・感染症課 024-924-2163	○ ※精神障がいは除く	×	×	×
	☐ 障害福祉サービス受給証	●担当課へお問合せください					
	☐ 自立支援医療	●担当課へお問合せください ①更生医療 … 障がい福祉課 ②育成医療 … こども家庭未来課 母子保健係 ③精神通院医療 … 保健所 保健・感染症課	①障がい福祉課 (本庁舎 1 階) 024-924-2381 ②こども家庭未来課 母子保健係 (ニコニコこども館 3 階) 024-924-3691 ③保健所 保健・感染症課 024-924-2163				
	☐ 指定難病医療費受給者証	●担当課へお問合せください	保健所 保健・感染症課 024-924-2163				
税金	☐ 原付・小型特殊自動車	●担当課へお問合せください	市民税課 (西庁舎 2 階) 024-924-2081				
	《その他の車種にかかるお問合せ》 ①普通自動車 二輪の小型自動車（250ccを超えるバイク） 二輪の軽自動車（125ccを超え250cc以下のバイク） ②三輪以上の軽自動車		① 東北運輸局福島運輸支局 福島市吉倉 050-5540-2015 ② 軽自動車検査協会コールセンター 福島市吉倉 050-3816-1837				
	☐ 納税管理人申告書	海外転出時は、転出者に代わって税を納める方を届け出てください（個人市県民税、固定資産税）	市民税課 024-924-2081 資産税課 024-924-2091 (西庁舎 2 階)	○	×	×	×
その他	☐ 水道の使用中止	●水道の使用中止の手続がありますので担当課へお問合せください（土・日曜日、祝休日を除く 3 日前までに行ってください） ※電話でも手続できます	上下水道局 お客様サービスセンター 024-932-7641				
	☐ ごみ	●引っ越しに伴う一時的な多量ごみは、クリーンセンターに自己搬入（手続をすると無料となるものもあります）するか一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください	3 R 推進課 (本庁舎 1 階) 024-924-2181				
	☐ 飼い犬の登録	●郡山市での手続は不要です（転出先での手続のみ） ※手続については転出先にお問合せください	保健所 生活衛生課 024-924-2157				
	☐ 市営住宅に関すること	●郡山市営住宅管理センターへお問合せください	郡山市営住宅管理センター (本庁舎 3 階) 024-924-7100				
	☐ 市営墓地に関すること	●担当課へお問合せください	東山霊園管理事務所 024-955-2107 環境政策課 (本庁舎 1 階) 024-924-2731				

※日本人の方で、海外へ転出し、その後、日本国内へ再転入する場合は、「パスポート」、「戸籍謄本」、「戸籍の附票」が必要となります。